

# 訪問看護 重要事項説明書



訪問看護ステーションにじいろ



画に基づいた訪問看護等サービス提供が開始となります。尚、指示書の交付には自己負担額が発生し、各医療機関にお支払い頂くこととなりますことをご了承ください。また毎月主治医へ訪問看護計画書及び報告書を提出する必要があり、訪問看護師等より主治医へ、ご利用される方及びご家族等の様子などの経過報告をさせていただきます。

(サービスの終了)

#### ●利用者都合による終了

利用者都合によりサービスを終了する場合、終了14日前までにご連絡ください。当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、文書にて解約を通知すれば直ちにサービスを終了することができます。

#### ●自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・利用者の所在が、2週間以上不明になった場合
- ・事業者都合による終了
- ・人員不足等やむを得ない事情により事業者の都合でサービスの提供を終了させていただく場合、終了7日前までに文書で通知します。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、また利用者やご家族等が故意に法令違反を行なった場合、その他当事業所や当事業者従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合は、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・当事業者が破産した場合、利用者に文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了させていただきます。

#### ●訪問看護師等の交替その他

- ・利用者は、選任された訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交替を申し出ることができます。
- ・事業者は、訪問看護師等の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。訪問看護師等が、体調不良その他の事情にて訪問出来なくなった際は、代替人員を選出した上で、利用者及びその家族に連絡いたします。

### 3. 利用料金等

当事業所は、健康保険法における指定訪問看護の基本利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとします。

#### ●医療保険（各保険により、療養費用の1～3割負担となります）

※料金は別紙の料金表を参照。

※診療報酬改正により料金が変動する可能性があります。

※料金表記載の加算サービスについては必要な内容を適宜提供させていただきます。重要事項説明の確認をもって提供に利用に同意したものとし、詳細は利用後文章にて通知します。

※難病医療費等助成制度、義務教育就学児医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、心身障害者医療費助成制度、自立支援医療（精神通院医療）、被爆者に対する介護保険利用等助成事業、生活保護その他の制度が適用される場合、自己負担額が助成される場合があります。

#### ●保険適用外の訪問（自費）

別紙の料金表をご参照ください。

※サービス内容により別途協議させていただく場合があります。

#### ●交通費

通常の訪問看護実施地域外への訪問看護にかかる交通費は利用者負担とします。

※場所、曜日により応相談

#### ●キャンセル料

事業者に対して、利用者からの前日午後5時までに事前通達がない場合、事業者は以下に定めるキャンセル料を申し受けます。但し、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。キャンセル料は健康保険に定める基本利用料の50%とします。

#### ●支払い方法

原則、振込みとします。

毎月末日までに当社指定の銀行口座にお振込下さい（振込手数料は利用者負担）。

※やむを得ない事情で振り込みができない場合はご相談ください。

#### 4. サービス内容に関する相談、苦情

当事業所の訪問看護サービスに関するご相談・苦情は下記にて承ります。

訪問看護ステーションにじいろ 電話：042-478-3266 管理者：細越 夏子

当事業所以外に各市区町村の相談・苦情窓口にも伝えることも出来ます。

多摩小平保健所 医療安全支援センター 「患者の声相談窓口」 電話 042-450-3222

埼玉県医療安全支援センター 電話 03-5273-3623

東京都：東京都国民健康保険団体連合会 （直通）電話 03-6238-0177

#### 5. 緊急時の対応方法

（サービス利用中）

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行ない主治医の指示を受けて必要な対応をします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。また状況に応じて速やかに家族や緊急連絡先、関係各所等管理者に報告します。

(サービス利用中以外)

営業時間外の対応は、原則、24時間対応体制加算同意がある利用者のみとなります。

- ・ 緊急電話は交替制のため、担当スタッフが出られない場合があります。
- ・ 着信に応答できない場合は着信を確認次第折返しいたします。
- ・ 緊急ではない場合は、次回の訪問をお待ち頂くか、営業時間内の連絡をお願いします。  
また、電話対応したスタッフが緊急性はないと判断した場合、同様の案内になります。
- ・ 電話相談については状況に応じて概ね3分程度といたします。

## 6. 個人情報の利用範囲と秘密保持

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。利用者及びその家族の個人情報利用については解決すべき問題や課題などを情報共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらさせていただきます。

- ・ 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ・ サービス提供にかかる請求業務などの事務手続き
- ・ サービス利用にかかわる管理運営
- ・ 緊急時の医師・関係機関への連絡
- ・ ご家族及び後見人などへの報告
- ・ 当社サービスの維持・改善にかかる資料
- ・ 当社の職員研修などにおける資料
- ・ 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ・ 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ・ 特定の目的のために同意を得たものについては、その範囲内で利用する

## 7. 事故発生時の対応

事業者は、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、必要に応じて速やかに市区町村等、利用者の家族や緊急連絡先、関係各所等管理者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

・ 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

## 8. 当法人の概要

名称 R.アソート合同会社

所在地 埼玉県新座市野火止4-19-11-407

代表者 吉野 多恵子

## 指定訪問看護重要事項の説明確認書

年 月 日

① 私は、書面（指定訪問看護重要事項説明書）により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

（利用者） 住所  
  
氏名 印

（代理人※必要な場合） 住所  
  
氏名 印  
（続柄： ）

② 訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して書面（指定訪問看護重要事項説明書）に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者所在地 埼玉県新座市野火止4-19-11-407  
事業者名 R.アソート合同会社  
代表 吉野 多恵子 印

事業所所在地 東京都清瀬市野塩5-280-3-208  
名称 訪問看護ステーションにじいろ  
介護保険事業所番号 1364790145  
事業所番号 7494057  
管理者氏名 細越 夏子 印